

社会資本整備審議会 建築分科会

第14回建築環境部会

平成27年12月18日

(事務局) 定刻になりましたので、第14回建築環境部会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、また、お寒い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省住宅局住宅生産課の〇〇でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

本日はマスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願ひします。カメラ撮りなどは議事が始まるまでとなっておりますので、よろしくご協力をお願ひしたいと思います。

なお、本部会の議事につきましては、プレスを除きまして一般には非公開とさせていただきます。

また、資料、議事内容は、委員の名前を伏せた形でインターネット等で公開することといたしたいと思いますので、あらかじめご了承をいただきたいと思ひます。

まず、開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第に資料一覧がございますが、その後に資料1から5までの資料をお配りしております。欠落等がございますれば、事務局までお申し出いただきたいと思ひます。

次に、定足数の確認をさせていただきます。本日は委員・臨時委員の総数13名の3分の1以上、8名の先生方にご出席いただいておりますので、社会資本整備審議会令第9条によりまして本部会が成立しているということをご報告申し上げます。

本日の出席者の先生方のお名前につきましては、お手元の座席表をご覧いただきたいと思ひます。お一人お一人のご紹介は省略させていただきます。

なお、こちら側、国土交通省の事務局の紹介をさせていただきます。

住宅局長の〇〇でございます。

(住宅局長) よろしくお願ひいたします。

(事務局) 審議官、〇〇でございます。

(〇〇審議官) よろしくお願ひいたします。

(事務局) 審議官の〇〇でございます。

(〇〇審議官) よろしくお願ひいたします。

(事務局) よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、住宅局長、〇〇からご挨拶を申し上げます。

(住宅局長) 本日は各委員の先生方にはお忙しい中、年末ご多忙の中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。常日ごろから〇〇部会長をはじめ各先生方には住宅建築行政に関しましてさまざまな面でご指導を賜っております。厚く御礼を申し上げたいと思います。

本日は今年の1月に当部会でまとめていただいた報告に基づきまして、今年の7月に新法でございます建築物省エネ法を国会でご承認いただいております。この部会でさまざまなご議論いただいた結果が、従来は省エネ法という全体の中で対応してきたもののうち建築物に関する部分を全てまとめて抜き出す形でかつ2,000㎡を超える大規模な建築物については省エネ基準の適合義務を課すという、そういう内容の新しい法律を制定していただいたということでございます。この点につきましても皆様方のご審議ほんとうにありがたかったというふうに思っております。

それを受けまして、本日は法律の内容を簡単にご紹介いたしますとともに、その法律の中に大きく2つの視点が書かれております。

1つは、建築物の省エネの関係で基準を幾つかつくらなければならないということでございます。エネルギー消費性能基準、これ適合義務にかかわるものでございますとか、あるいは、一定の誘導基準もつくるということになっております。こういった点については本委員会の下部でございます小委員会でご議論をいろいろいただいておりますので、その結果をご報告申し上げて、ご意見を頂戴するというのがまず1つ目でございます。

もう1つは、表示制度というのが新しくこの法律の中でも設けられております。これは販売、あるいは、賃貸をするときに事業者に表示の義務が、これは努力義務ではございませんが、課されたということと、それから、所有者は自分の持っているものが基準に適合しているという場合にはそれを表示できるという、そういう表示制度の規定が新しく盛り込まれております。このいわゆる表示関係につきましても、私どもの任意の検討委員会できろいろあり方についてもご検討いただいておりますので、その結果をここでご報告させていただきます。委員の先生方から実施に向けてのいろいろなご意見を賜りたいということで本日お集まりいただいております。特に省エネの関係は京都議定書以来パリで合意が

まとめましたので、これからますますいろんな面で注目をされる行政分野だと思います。その中で建築物、住宅に係る期待も大きくなるというふうに思っており、我々もしっかり取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ先生方の引き続きのご指導、よろしくお願い申し上げます。

(事務局) ○○局長は公務の都合により途中で退室させていただきます。

(住宅局長) 申し訳ございません。

(事務局) なお、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

本日は先ほど○○局長から申し上げましたとおり、今日の議事、3点の報告がございます。この3点について順次報告を申し上げたいと思います。

それでは、以下の進行につきましては、○○部会長、お願い申し上げます。

(部会長) 委員の皆様方には年末のお忙しいところお集まりいただきましてほんとにありがとうございます。ただいまから第14回建築環境部会の議事に入らせていただきます。

局長のご挨拶の繰り返しになりますけれども、この部会でご審議いただいた今後の住宅建築物の省エネルギー対策のあり方について、第一次答申ですけれども、それを踏まえまして今年の7月8日に建築物省エネ法が公布され、その後省エネルギー判断基準等小委員会において法律に基づく基準の整備についてご審議をいただきました。今日はその結果についてまずご報告をいただきます。また、省エネラベリング制度についてのご報告もありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

では、議事1の建築物省エネ法の公布について事務局よりご報告をお願いします。

(事務局) 資料2につきまして事務局より報告申し上げます。

資料2、建築物省エネ法の概要、ページをおめくりください。1ページ目が建築物省エネ法の概要でございますけれども、中段の下のほうに紫色の白抜きの字が書いてございます。規制措置、その下に緑で誘導措置と白抜きの字が書いてございますけど、こちらをご覧くださいいただければと思います。今回法律の概要の中に規制措置、誘導措置、大きく2つに分けてございますけれども、規制措置につきましては、大規模な非住宅の建築物、こういうものに対して省エネ基準への適合義務、これを課すものでございます。また、そのほか従来やってございます届出制度ですとか、トップランナー制度、こちらについても従来の制度を引き継いでおります。

また、緑の白抜きの字のところでございます。誘導措置でございますが、こちらについ

ては、表示制度、あるいは、容積率の特例制度、これは誘導基準、後で説明しますけども、そうした基準に適合した場合にはそうした特例が受けられる措置、誘導措置、こういう2つの制度を大きく設けているところでございます。

これらの制度ですけれども、2ページをご覧ください。こちらにおきまして誘導措置についてはまず今度の4月、平成28年4月の施行を予定しております。さらに適合義務化等の措置につきまして、いわゆる規制措置につきましては、平成29年4月の施行の予定で今準備を進めているところでございます。

3ページ、4ページを開いていただきたいのですが、3ページでございますが、こちらは今回の省エネ法の手続の関係でございますけれども、今回の特徴として適合義務化に当たりまして建築確認の手続と連動するような仕組みを導入することとしています。申請者の方については建築確認と合わせて省エネ基準適合判定申請というのを行っていただきまして、適合判定通知書というのを判定する機関や行政庁でもらった上で確認済証が出るというような仕組みにしております。こうした措置を講じることによりまして、省エネ化の実効性を確保したいというふうに考えているところでございます。

4ページご覧いただければと思います。こちら誘導措置のうち、容積率の特例の措置の概要でございます。右下にありますような、コージェネレーション設備、結構大規模なこういった設備を導入する場合にこのコージェネレーション設備等の部分を容積率から不算入とするという措置を講じることとしています。これにつきまして、左の下のほうに容積率特例という枠の中に書いてございますけれども、こうした設備が通常の床面積を超える部分について、10%を上限に不算入とするという制度を考えてございます。こちらにつきましては現在政令案をパブリックコメント中でございますけども、一応現在そういう案で考えているところでございます。

以上、建築物省エネ法の概要でございました。

(部会長) はい、ありがとうございます。

何かちょっとこの審議をするには暖房が強過ぎる気もしますけれども、続けたいと思います。ありがとうございます。

続いて、議事2の省エネルギー判断基準等小委員会の審議結果について小委員会の委員長の〇〇委員からご報告をいただいて、続いて事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(〇〇委員) 資料3の1枚、説明したいと思います。

局長のご挨拶にもございましたけども、今年の7月8日に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律というのが公布されました。その法律の中においてもろもろの基準というのがありますので、その整備について経済産業省の「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」、すごく長い名前でございますけども、このグループの委員の先生方と合同会議というのを設けまして、そこでもろもろ検討してまいりました。その検討の審議の経過については、真ん中の枠のところでございますように、都合3回の合同委員会を開催し、その間にパブリックコメントを挟んでおります。

それから、2番目の検討事項でございますけども、何を検討したかということ、大きく分けて①・②・③だろうということでございます。つまり、適合義務にする義務の基準について、それから、適合性の判定の制度について、それから、届出・指示制度について、そして、先ほどご紹介ございましたけど、表示制度について検討いたしました。それから、2番目は、誘導基準、これは今資料2でもご紹介ございましたけども、容積率の特例を受けるような計画の認定に使われるわけですが、これについて検討したということです。それから、住宅事業建築主基準、いわゆるトップランナー制度、これについても検討いたしました。

それから、3番目の基準の整備の方向性ということで、どんなことに基づいてこの基準等を検討したかということ、一番大きな根拠になるのはいわゆる平成25年の省エネ基準、つまり、現行の建築物の判断基準です。やはり基本的にはこの体系を継承しつつ、その①から④に書いてございます点について見直しを実施したということでございます。

具体的な説明はこの後でございますけども、①というのが適用する基準ということです。省エネ基準は外皮の熱性能の基準と一次エネルギー消費量の基準という2つから住宅においても建築物においても構成されていますので、それらをどのような物件や条件に対して適用していくかというあたりを検討しました。それから、②基準の水準、これも幾つかの基準がございますけども、その基準のレベルについて検討しました。それから、③の既存建築物の基準の水準というのを、これは既存建築物の増改築をすると、この今回の対象になってきますので、そのあたりの水準について検討したということでございます。それから、4番目は基準はわかりやすく、そして、精度が高くなければならないということでございますので、なるべく合理的なものが望ましいわけで、合理化等について検討したということでございます。

あと、続けてご説明をお願いいたしたいと思います。

(部会長) ○○先生、ありがとうございました。

続いて事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 続けて資料4、基準整備の方向性についてという資料についてご説明させていただきます。

1 ページ、2 ページご覧いただければと思います。この中で1 番の適用する基準についてでございますけれども、適用する基準については大きく2 つございます。外皮ですとか、設備、あるいは省エネ等を総合的に評価した一次エネルギー消費量基準と、あと、外皮基準、2 つございます。この2 つの基準について、非住宅につきましては、基準については一次エネルギー消費量のみとし、誘導基準については両方、一次エネルギーと外皮の両方を適用基準とすることでまとまっております。また、住宅につきましては、基準、あるいは誘導基準いずれも一次エネルギーと外皮と両方の基準とすることとされております。また、共同住宅につきましては、従来の制度では一戸ごとの適合を要件としてございましたが、住宅全体で適合していればよいということで考え方を整理してございます。

続きまして、2 番、基準の水準でございます。こちらは平成2 5 年基準の水準と同程度とすることとされておりますけれども、誘導基準というのを今回新たに定めてございます。誘導基準につきましては、一次エネルギー消費量基準についていいますと、非住宅については基準よりも2 割マイナス、住宅については1 割マイナスする水準ということとされております。また、住宅事業建築主基準、これはいわゆるトップランナー基準でございますけれども、こちらについては1 5 %の削減ということになっております。

続きまして、2 ページ、3 番の既存建築物の基準でございますが、こちらの増改築を行う場合を想定してございますけれども、こちらについては新築よりも若干緩和するような基準というふうにしております。

4 番、その他基準の合理化等についてでございますけれども、こちらは、例えば、②番を見ていただきますと、非住宅の簡易評価法(モデル建物法)、後ほど細かい説明をさせていただきますけれども、こちらについて従来制限5, 0 0 0 m²以下のものに限って使っていたとされていたものの要件を外す等々の措置を講じることとしております。また、④番、伝統的木造住宅の扱いでございますけれども、こちらについても一定の措置をすることとしております。詳細は後ほど説明させていただきます。

3 ページご覧いただければと思います。こちらが先ほどちょっと説明いたしました基準

の水準についてでございます。表になっておりますけども、上2段が非住宅、下2段が住宅の基準でございます。縦を見てみますと、縦の左2列がエネルギー消費性能基準、いわゆるこれが基準でございます、その後に誘導基準、最後にトップランナー基準という3列の構成になっております。

左上に1.0という数字が書いてございますが、これが基準の適合という意味でございます、例えば、非住宅の一次エネルギーにつきましては1.0基準適合ということになりますし、その隣の1.1という数字がございまして、こちらは既存の建物の場合1.1でいいという形で若干の緩和をしているところでございます。

さらにその建物、非住宅につきましては、誘導基準についていいまして、0.8という数字がございまして、こちらはさっき申し上げましたように、基準に対して2割削減していただく、そうした場合に誘導基準適合になります。また、誘導基準適合をさせていただく場合については、その下の1.0という数字を書いておりますが、外皮というところ、1.0と書いてございますけども、外皮について基準に適合を求めるといったこととなっております。また、住宅につきましては下2段を見ていただきたいのですが、一次エネルギーについては1.0、外皮についても1.0ということで、一次エネルギーとともに外皮についても基準を満たしていただくようなことを考えてございます。

また、一方、誘導基準につきましては、0.9という数字が書いてございます。これは※3が書いてございますけども、0.9というふうに書いてございまして、こちらは基準に比べて1割削減していただく、そういうようなことで考えているところでございます。

続きまして、4ページご覧いただければと思います。こちらはモデル建物法ということでございますけども、こちらは国交省でモデル的な建物を想定して、それをもとにいわゆる申請者の方がそれぞれの部屋の外皮ですとか、設備の仕様、そうしたものを入力していただいて定める方法、計算結果が出る方法なんですけども、いわゆるスクリーニングのような手法でございます。

これにつきましては、5ページご覧いただければと思うのですが、従来は5,000㎡以下という要件を課していたわけでございますけども、それについて要件を撤廃して全ての建物でこういったモデル建物法を活用できるような仕組みに変えようとしたところでございます。また、あわせて、従来はモデル用途が8用途しかなかったものについて7用途を加え計15用途、こういうことによって適切に評価していただくような仕組みをとったところでございます。これにつきましては平成29年4月を予定しております適合義務化を

にらんだ措置でございます。比較的汎用的に使っていただくことによって円滑な施行、そういうことを目的としたものでございます。

6ページご覧いただければと思いますが、こちらの伝統的木造住宅の扱いでございます。こちらにつきましては、所管行政庁が気候・風土に応じた住まいということ、適切と認められた場合に外皮基準の適用を除外できるとされております。例えば、右側の真ん中に書いてございますような、両側真壁の土塗壁住宅、こうしたものはなかなか断熱材入れるのが困難なわけでございますけれども、こういうふうに関難な場合において今言ったような外皮基準を適用除外とするとともに、また、一次エネルギー消費量基準につきましてもその住宅なりの、土塗壁なりの外皮性能でもって基準を定めるという形で数値の緩和ということを考えているところでございます。

7ページでございますけれども、こうしたような仕組みが各所管行政庁で適切に実際にやっていたということ念頭に国交省でガイドラインを整備する予定でございます。こちら現在作業中でございますけれども、こうしたことを示して適切に運用していただくようなことを考えているところでございます。

8ページは現在の省令・告示の関係でございますが、現在省令・告示、パブリックコメントが終わりまして、策定に向けて準備中でございます。年明け1月以降順次省令とか、告示を出していきたいというふうに考えてございます。一応主な構成といたしましては、基準に関する省令、その他計算方法に関する告示、住宅の仕様基準に関する告示等々三本立てをメインに考えているところでございます。

最後、9ページでございますけれども、こちらは今後の建築物省エネ法の施行・廃止等のスケジュールということでございますが、平成28年度から表示の基準、表示について、あるいは、容積率の特例についての制度がスタートするわけでございますが、従来の省エネ法に基づきます届出につきましては平成28年度中は必要になります。平成29年度から適合義務化への切りかえということを用意しています。

また、余談ではございますけれども、現在の省エネ法や低炭素法の基準につきましても今回の省エネ法の中で基準の合理化やモデル建物法の活用ということも盛り込んでおりますので、こうした新しいことについてはいわゆる今までやってきた省エネ法や低炭素のほうの基準や仕組みにも反映させるということを採用することとしているところでございます。

以上でございます。

(部会長) はい、ありがとうございました。

それでは、続いて、議事3の住宅建築物の省エネラベリング制度について事務局からご説明をお願いします。

(事務局) 続きまして、資料5をご覧くださいければと思います。ラベリング制度についてという資料です。

1ページ、2ページをご覧くださいければと思います。こちらの省エネラベリング制度検討委員会、〇〇先生に委員長をしていただきましたけれども、そちらは3回ほどこれまで検討をしていただきました。

内容につきまして3ページ、4ページをご覧くださいければと思いますけれども、その中で法第7条に基づく省エネ表示のガイドライン案というのを出示させていただいたところがございますけれども、この法第7条というのは建物の販売や賃貸を行う方が表示をするように努力義務、表示についての努力義務がかかるということに伴うものでございます。その場合にどういうことを表示していただくのか、あるいは、どういうルールで表示していただくのかといったようなことを定めたものということでございます。

表示についてはこの7条のほかに、4ページを見ていただきたいのですが、法第36条の表示というのがございます。こちらの36条の表示というのは省エネ基準に適合しているかどうかを所管行政庁が認定する制度でございます。この4番の下のような、eマークと呼んでございますけれども、省エネ基準に適合したものについてはこういうものを表示することができるという仕組みになっているところでございます。

続きまして、5ページをご覧くださいければと思います。こうした大きく2種類の表示制度がございますけれども、今申し上げたeマーク、こちらは適合しているかどうかの表示でございますけれども、そのほかに5ページの右側に書いてございますような省エネ基準以上のレベルのものを建てたような場合にその性能をアピールしていただくような制度というものも考えてございます。こちらは第三者認証マーク、ここは第三者認証をやった場合にそういった第三者認証のマークを任意で貼ることができるわけでございますけれども、コアの部分は下半分でございます。例えば、これ25%削減と書いてございますけれども、いわゆる一次エネルギー消費量の削減量、基準からの削減量を書いていただく、あるいは、こうしたものをバーで表示していただく、あるいは、一次エネルギー消費量基準や外皮基準の適否、この場合は適合と書いてございますが、適否を記載していただく等々のことを考えているところでございます。こうしたことは7条の表示のガイドラインに記載をすることとしております。

6 ページ目でございますが、先ほど申しました第三者認証、その事例として現在BELS制度というものがございます。こちらは平成26年の4月からスタートしている表示でございますけれども、一般社団法人の住宅性能評価・表示協会というところでやっております。こちらにつきましては従来真ん中の絵に描いてございますような非住宅や複合建築物が従来対象だったわけでございますけれども、平成28年4月からは一番右側に書いてございます戸建て住宅や共同住宅、住宅にも対象を広げるような拡大・拡充を行うこととしているところでございます。

また、このBELSのシステムにつきましては、7ページご覧いただければと思いますけれども、広告物に貼っていただくような場合、例えば、チラシとか、パンフレット、そういうものに張っていただく場合になかなかスペースが割きにくいということもございませぬので、例えばでございますけれども、こうした省スペースのような表示というものも合わせて検討されているというところでございますので、こうしたことを通じて表示制度を適切に使っていただき、広まって、事業者の方が選択していただく、あるいは、消費者の方が選んでいただくための基準、そういったことに活用していただければなというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(部会長) はい、ありがとうございました。

それでは、まとめてご説明いただきましたけれども、以上の説明の内容につきましてご意見・ご質問承りたいと思います。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

(〇〇委員) よろしいですか。

(部会長) はい、〇〇委員。

(〇〇委員) 長年の懸案事項、非常に稠密なスケジュールでこなしていただきましてありがとうございます。やっとなんかここまで来たということですが、まだ先がありそうでございますけど。

私は省エネ基準をこういうふうに義務化していくということはエネルギー上非常に重要なことが目的でありますけど、そのほかにも、日本でまだそういう事例が出ておりませんが、海外に行きますと、特に英国なんかはFuel Poverty といって、弱者対策というのですかね、貧しい方々が非常に性能の悪い住宅に住んで、健康にも非常に害がありますし、さらに暖をとることが、大変高い光熱費負担にあえいでいるという状況があります。その対策が今イギリスではここ数年大変大きな問題になってはいますが、我が国は幸いにし

てそこまでの大きな弱者対策ということは生じておりませんが、将来的には、万が一もないほうが望ましいのですが、あり得るかもしれません。そういうことからすると、弱者対策と申しますか、どちらかというとな高級な住宅の仕様の場合にはほとんど心配しなくても十分な省エネ性能が担保されているように聞いておりますし、むしろそれが売れ筋だというふうに聞いておりますけれども、安くて、まだ若い方でそんなに余裕がない方が入ろうとする住宅はどうしてもこの種の性能が悪いものですから、入った後で大変苦勞なさっているというお話はちらほら最近でも聞いております。そういう意味からすると、非常にすばらしい制度がやっとできてきたなという気がします。

もう1点は、それに対しまして、そういう対策が講じますと、それなりにコストがかかるわけございまして、そのコスト負担が逆にかえって弱者対策といったのが裏目に出ないようになさきゃいけない点もあるわけございまして、そういう点についてはどうなのかなということをお聞きしたいなということです。

それから、もちろんこういうラベリングが普及してまいりますと、誰でも一見して性能が評価できるわけでありますから、ユーザーのほうが率先してそういう住宅を選ぶという雰囲気醸成されてくれば、あまりそういうコストの策というのは問題にならなくなるかもしれませんけれども、どうしてもアウトサイダー的なのが入ってきますと、その辺非常に格差が生じるということもあるかもしれません。その点についても若干心配なしとはしないので、そんなことも今後は、先の話かもしれませんが、起きてくるのではないかと思います。

いずれにしても、こういう制度ができて、ユーザーの方々が評価してくださらないとせっかくの性能が生きてこないわけでありますから、まず、ラベリングというのは非常に重要な政策の一環だと思いますので、どんどん進めていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(部会長) はい、ありがとうございました。

特に弱者対策について国土交通省から何かありますか。

(事務局) よろしいでしょうか。

必ずしも弱者対策ではないかもしれませんが、今〇〇委員がおっしゃったように新築住宅については省エネ性能の比較的高い住宅が多く供給されておりますし、また、さらに誘導基準を超えるような質の高いものも数多く供給される現状だと思うのですけれども、残念ながら既存の住宅についてはまだまだ省エネ性能が低いものが数多く残っていて、その

建て替わるというスピードもまだまだ低いということだと思います。ともすれば収入の少ない方がそうした既存住宅の比較的家賃の安いところ、あるいは、価格の安いところにお住まいになって、結果的に省エネ性能、断熱性能の低い住宅、そういった住環境のもとで暮らしておられるということが現状ではないかと思えます。

その負担を軽減するということについて、私どもでは長持ちする住宅にリフォームするときの補助金、それから、省エネ性能を上げるときの所得税や固定資産税の軽減措置、さらには融資の措置というものを講じております。もちろんこれによって全て負担がゼロということにはなりませんけれども、そうした数多くの施策を通じて今少しでも負担減になればということで措置をさせていただいているところであります。

また、そのラベリングについては、アウトサイダーがというお話もございましたけれども、先ほど説明したとおり、第三者の認証を得た評価なのか、それとも自己が評価したもののなかのどうかということがわかるような表示をこの告示の中で位置づけております。もちろんその第三者が評価したもののほうがより信頼性が高く確からしいということになると思いますので、そうした意味でも見分けがつくようにということで、留意して告示を定めております。

(部会長) はい、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。はい。

(〇〇委員) 関連して、よろしいですか。ありがとうございます。

今のご質問・ご意見などと少しかぶりますけれども、簡単にさせていただくと、今回のご報告いただいた基準の見直し、やはり今後の温暖化対策とか、エネルギーのCO₂削減、いろんなことを考えていくと、ほんとに地域の個人住宅と地域の民間のビルという、そういうところが対策をとるとというのが課題だということがはっきり見えてきていますので、そういうところに明確にこういうふうに具体的な基準値を示して、基準を示して入っていくというのはやはりほんとにここが大事だというふうに思っていますので、今回ご報告いただいた点に関しては、これを実行あるように徹底していただくというのが大変重要だなというふうに思っています。そういうことに当たっては既にご準備されていると思いますが、設計者だけではなく、工務店とか、ほんとにお一人お一人にこの趣旨がしっかり伝わっていないといけないことですので、そういうところをぜひ徹底していただきたいというふうに思っています。

なお、やはりこれを市場が、あるいは消費者が評価していくということが大事ですので、

それに合わせたこのラベリングというものの徹底というのも非常に重要な点というふうに思っています。今もいろいろお話があって、お答えの中に融資制度とか、そういうのもかなりできてきているという話があって、大変うれしいなと思うのは、例えば、省エネ適合のものをしっかり選ばなきゃいけないという理屈はわかっているけど、こういうのを選ぶときというのは何百万、何千万という単位が大きくなってきたりすると、やはりそこでできるだけ安いほうにという気持ちはその現場では消費者としてはそういうふうになってしまいますので、できるだけそこにどこまで支えてもらえる制度があるのかとか、こういう情報がしっかり一緒に入っていくというのが大事だというふうに思っております。そういう意味で社会全体へのこの情報をしっかり出していくということに関して一層緻密に戦略をつくっていただければありがたいなというふうに思っています。よろしくお願いします。

(部会長) はい、ありがとうございます。特にお答えをいただかなくてもよろしいですかね。

(〇〇委員) 結構です。

(部会長) ほかにいかがでしょうか。お願いします。

(〇〇委員) 〇〇委員とほぼ同じ印象があって、よくここまで短期間でまとめられたなと思います。

2点ほど瑣末なものと、若干難しい話の2点についてお伺いしたい。まず、瑣末なほうからいきますと、資料2の4ページです。コージェネレーション設備の具体的な例として写真が出ていますね。これはよく見るとメーカーがわかってしまいます。こういう公的な資料で例示だとしてもいかがかと思うのですが、これは今後公にされる資料だと思いますので、若干それが気になりました。

2つ目は、伝統木造住宅の話です。これはこれまでずっと課題だったと思いますが、ここで認定ガイドラインという言葉が出てきました。まずは国全体のガイドラインを国交省さんでまとめられる。それを基にして各行政庁がその地域性に合わせたものにカスタマイズするというシナリオですね。これは言うはやすしで、実施にあたっては大変難しい問題をはらんでいると思います。特に国交省がおまとめになるのはすぐにでもできるでしょう。しかし、それを地域にカスタマイズしようとするときにそのプロセスや他との公平性を担保することがなかなか難しいなと思われま。さきほどお隣の〇〇委員ともこの件に関してお話をしていましたが、伝木の担い手として零細な工務店さんがいっぱいいらっしゃる中で、地域の認定ガイドラインがそういう方々が実際に使えるものにならないと実効性が

ない、そんな印象を持ちます。これについて具体的なロードマップを策定されるご予定はあるのでしょうか。

(部会長) はい、ありがとうございます。

最初の瑣末なほう、確かに消したほうがいいかもしれません。写真を添付すること自体はこの機械をつけると優遇される意味ではなくて、この程度の面積が必要というイメージを伝えることだから、まあ、いいのかなという気が私します。

(事務局) 資料を修正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

(〇〇委員) 私も写真はいいのですが、メーカーのマークが気になったということです。

(事務局) 気づきませんでした。

(部会長) メーカーというよりマークですかね。

はい、それで、ガイドラインのほうは大変重要な問題だと思います。特に国交省がつくるガイドラインを参考にして指針を所管行政庁が作成し、というふうにありますけど、この辺もう少し事務局のお考えを聞かせていただけたらと思います。いかがでしょうか。

(事務局) 伝統木造住宅につきましてはパブリックコメントの中でも多数のご意見をいただいたところでございます。その中で実務者の方々の意見ですとか、地方公共団体の意見を聞いてほしいというご要望があったことも踏まえまして、年明けの1月、2月にですけれども、実務者の方々や地方公共団体の意見を聞いて、ディスカッションもして、それを踏まえてガイドラインが適切なものになるように作り込んでいきたいというふうに考えてございます。

(部会長) はい、ありがとうございます。

一方でこういうことが抜け道になるというのも趣旨からして問題ですから、これをしっかりとやっていただけたらと思います。

ほかの先生方いかがでしょうか。はい、〇〇委員。

(〇〇委員) 〇〇です。大変すばらしいものをおまとめいただきまして関係された先生方にまず御礼申し上げたいと思います。

既に他の委員からも広報・周知の大切さについてご指摘がありましたが、国際的な広報についてもご検討をお願いしたいと思います。日本は世界に先駆けて取り組んでおり、関心を持って見ている国があると思います。近隣諸国でも義務化に取り組んでいると聞いたことがあります。一般的に我が国の法令や基準は英訳されていないように思いますが、骨子だけでもいいので、早く国際的に情報発信をしていただき、これだけのことを日本がや

っていると広く国際的にもお伝えいただけると良いのではないかと思います。可能な範囲でご検討いただければ幸いです。

(部会長) はい、ありがとうございます。

ぜひともご検討お願いいたします。

〇〇先生、お願いいたします。

(〇〇委員) 同じような意見になりますが、私も広報についてです。義務化ということは住宅を購入したい方、建てたいと思っている方全員にかかわることなので、国民全体にこういう方向に行く、だから、建物の値段は高くなるけれど、いい方向にいつているということの共通理解をしていただくよう努力が必要かと思えます。義務化されたけれど、何とか抜け道を探すという後ろ向きな対応ばかりになってはいけない、この法律の趣旨が理解されないといけないと思えます。そういう意味では戸建住宅まで含めた義務化ももう目の前に迫っているので、我々建築をつくる側の周知だけでなく、住宅を購入する側、建てる側の方々への国民全体への周知というのをぜひもっと徹底してお願いしたいなというふうに思えます。

以上です。

(部会長) はい、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇先生、お願いします。

(〇〇委員) この表示のことで、簡単なことで1つだけ感じたことを申し上げます。例えば、住宅戸建ですと12%エネルギー消費量を削減できると書いてありますけど、普通の消費者が見た場合にこの12%というのは、例えば、電気代とか、ガス代が1割2分減るということなのか、それとももっと、つまり私の感じですと、エネルギー消費量という漠然としたものが12%減るといってじゃなくてももう少し何か、これはここに書く必要はないと思うのです、こういうことをすれば1年間のそういった電気代、ガス代がこれだけ減りますということに対応するというのをわかるようにしないと、この数字だけがちょっと何か意味が必ずしも消費者にわかりやすく伝わらないのではないかなと、そんな感じを持ちました。一言申し上げます。

(部会長) はい、ありがとうございます。

今のご指摘についてはいかがでしょうか。

私も多少専門家がつくっているという感じがいたすのですが。

(事務局) ご指摘ごもっともなところでございます。実はとある住宅メーカーさんとお

話をする中で、実際の営業現場ではこうした数字を光熱費に置きかえて営業マンの方が独自に営業ツールとして活用されているというお話も聞いたことがございますけれども、実際の営業現場では活用していただいているのだなと思っています。

国交省でどういうふうにするかというのはまたちょっと考えなきゃいけないけども、そうしたような、必ずしも正確なものにはならないかもしれませんが、そうした営業ツールに役立つようなことも含めてちょっと今後情報提供を考えていきたいと思っています。

(部会長) はい、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私から瑣末な質問をしたいのですが、資料4の1ページ目で、共同住宅の場合には全住戸適合しなくても、住棟全体で適合していればいいという、少し緩和措置みたいなことをとられているのですが、長屋建てについてはそれを適用しないということなのか、それから、資料5の6ページも右側のマークは戸建住宅、共同住宅と書いてあって、長屋建てというのでも立派な住宅の仕組みだと思いますし、省エネルギーの観点からすると長屋建てというのなかなかいいところが、日本ではセミデタッチとか全然普及しませんけれども、そういう国から見るとこれはどういうことなのだろうかというふうに思うのではないかとふと思ったのですが、もしお答えがあれば。

(事務局) 長屋建てにつきましては共同住宅と同じように住棟全体での適合をお願いする予定でございます。また、このBELSの表示についても戸建住宅、共同住宅と書いてございますけれども、これは長屋住宅も含んだものということで考えています。

(部会長) はい、ありがとうございます。

長屋建ても共同住宅と同様の扱いだと、ともかく法律で、基準法でそういう言い方を、共同住宅という定義をしてやっているわけですから、それは明解に書かれていたほうがよろしいかと思えます。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

この検討に携わってくださった委員の方もいらっしゃるって、その方々からは報告を受けてもわかっていることという方もいらっしゃるかもしれませんが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、ほかに意見がないようであれば本日の議事は終了にしたいと思います。事務局にお返しします。

(事務局) それぞれの報告事項につきまして貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。
います。

もう既に住宅生産者の方、設計者の方、あるいは、これから審査適合判定に携わる方々への情報提供を開始してございますが、年明けからその情報提供を、周知・広報について本格化してまいりますので、ぜひともまたご示唆いただければと思います。本日はありがとうございました。

(部会長) 以上をもちまして第14回建築環境部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —